



2026年4月8日

各 位

会 社 名 アストマックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 牛嶋 英揚
(東証スタンダード・コード 7162)
問合せ先 執行役員 西潟 しのぶ
電話 03-5447-8400

株主による臨時株主総会招集請求に関するお知らせ

当社は、当社の株主である有限会社啓尚企画及び山本純也氏より、会社法第297条第1項の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求(以下、「本請求」という。)に関する書面(令和8年4月1日付「臨時株主総会招集請求書」)、(以下、「本請求書」という。)を2026年4月6日に受領いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 請求者の概要
 - 有限会社啓尚企画(代表取締役 小倉卓也)
 - 山本純也請求者は、合わせて当社の総株主の議決権の100分の3以上の議決権を6か月前から引き続き保有している株主です。
2. 請求が行われた年月日
2026年4月6日
3. 本請求の内容
 - (1) 株主総会の目的事項
取締役牛嶋英揚の解任
 - (2) 招集の理由等
本請求書を別紙として添付しておりますので、ご参照ください。
4. 本請求への当社の対応方針
本請求に対する当社の対応方針につきましては、本請求の内容を慎重に検討の上、決定次第開示いたします。

以上

令和8年4月1日

請求人
住所 東京都目黒区碑文谷3丁目8-1
有限会社啓尚企画
代表取締役 小倉卓也
住所 三重県伊勢市
山本純也



被請求人
141-0022
東京都品川区東五反田二丁目10番2号
東五反田スクエア5階
アストマックス株式会社
代表取締役 牛嶋英揚 殿

記

臨時株主総会招集請求書

請求人らは、被請求人株式を合わせて発行済株式総数の3%以上
半年以上前から継続して保有する株主です。
会社法第297条第1項の規定に基づき、下記のとおり臨時株主総会の招集を請求いたします。

一. 株主総会の目的である事項

取締役牛嶋英揚の解任

二. 招集の理由

当社の企業価値および株主共同の利益の観点から、現経営体制について重大な懸念があるため、経営の刷新により企業価値の改善を図ることを求めます。主な理由は以下のとおりです。

1. 業績悪化に対する経営責任

現経営体制の下で当社の業績は低迷が続いており、今期第3四半期においては過去最大級の赤字決算となっています。客観的には事業環境は悪くないはずの中、過去5年以上における業績および株価は以下のとおり惨憺たるものであり、これは代表取締役の経営戦略を策定・推進する能力、または事業運営を担う能力に重大な不足があることを示していると言わざるを得ません。経営責任は免れないと考え、業績不振と株価低迷の責任を取らせ、経営体制の刷新を図ることこそが当社の持続的成長に資すると判断します。

決算期(3月期)	経常利益(百万円)	純利益(百万円)	純資産(百万円)	期末株価終値(円)
2021/03	96	121	6,074	308
2022/03	325	127	6,171	261
2023/03	(858)	(358)	5,763	227
2024/03	513	445	5,969	246
2025/03	(146)	(147)	5,042	245
2025/12	(606)	(512)	5,466	218

※ 「純資産」は、「非支配株主持分」を含む数字

※ 2025/03期までの数字が年度なのに対し、2025/12は、第3四半期末迄の3四半期分の数字

2. 前期黒字事業の廃止に関する判断の妥当性

前期において黒字を確保していた事業が廃止されたが、その意思決定プロセスおよび合理性、ならびに株主価値への影響について十分な説明がなされていない。結果として、当社の収益基盤を弱体化させた可能性があります。

3. 前回中期経営計画の未達

前回公表された中期経営計画は、主要な数値目標および施策において未達となっており、計画策定および実行の両面で経営の統率力と実効性に欠けていたと評価せざるを得ない。

4. 経営説明と実績の乖離による信頼低下

四半期決算の都度、株主との直接の電話または Zoom ミーティングにおいて、セグメント別業績について「今後は改善する」「期待してほしい」との説明が繰り返されてきた。しかしながら、実際の業績はその説明と反して継続的に悪化しており、経営陣の説明と実績との間に重大な乖離が生じている。このような状況は、株主に対する説明責任を十分に果たしているとは言えず、市場および株主からの信頼を著しく損なっている。

5. 地熱発電事業における計画判断の失敗

地熱発電所に関しては、事業推進を行うとの説明がなされてきたにもかかわらず、実際には計画が先送りされ、その間に発電容量の拡大のみが進められた結果、インフレ進行による建設費用の高騰を招き、現在では事業計画の見直しが必要な状況に至っている。これは、事業環境の変化を見据えた適切な意思決定およびリスク管理がなされていなかったことを示すものであり、明らかに経営判断上の失敗であると言わざるを得ない。

6.新しい執行役員様選任への懸念

2026年2月25日の取締役会で決議された執行役員様の選任は、現在の経営課題および事業環境との整合性の観点から見て、適切性に疑問を抱かざるを得ません。貴社は電力関連事業を主軸とする企業であり、その経営判断および人材登用は、発電・電力取引・需給管理・エネルギー政策対応等に関する高度な専門性と実務経験を有する人材を基礎とすべきであります。

しかしながら、今回選任された執行役員様の経歴は、これら電力事業の中核領域とは明確な関連性が認められず、事業の本質的課題に対する直接的な貢献が見通せません。

執行役員様の選任は単なる人事ではなく、経営執行体制の中核を構成する戦略的決定です。

その選任判断が事業の本質から乖離している場合、それは取締役としての人材選任能力および監督機能の不全を示すものと評価せざるを得ない。

7.ガバナンスおよび信頼回復の必要性

株式市場においては、長年にわたって代表取締役が変わらずにきたことによる弊害が複数の企業について指摘されており、カリスマ経営者といわれる方でも交代が相次いでいます。そして、代表者が変わった企業では、業績改善・株価上昇が多く確認されています。一部の企業では、業績を向上させ続けている経営者が長期間代表取締役を務め続けることで企業価値にもプラスの効果を出している企業が例外的にあることは事実ですが、業績が長期低迷している当社については、この例は当てはまりません。

以上の状況を踏まえると、現経営体制の継続は、当社の持続的成長および市場からの信頼回復に資するものではありません。経営体制を刷新し、実効性のある戦略立案と遂行、ならびに株主に対する十分な説明責任を果たせる新たな体制を構築することが、当社および株主共同の利益に資すると考えます。

以上の理由により、牛嶋会長の取締役解任を目的として臨時株主総会の開催を請求するものです。

以上